

第4回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

1 第4回景観計画検討委員会での主な意見と対応について

検討委員会での主な意見		対応	
第3章	p.40のイメージ図について	「景観形成基準」では空間的なイメージを図にしているが、「文京区らしい景観」「景観づくりの基本方針」は概念的イメージを図にしている。「景観形成基準」の図を概念的イメージだと解釈すると、一般基準の中に景観特性基準と地区限定基準があるように読めてしまう。	修正しました。 ■p.40
	行為の表現について	p.42の表3-1は「行為」とあるが、語尾が「建築物」「工作物」となっており、違和感がある。	修正しました。 ■p.42
	低層住宅地基準について	低層住宅地基準について、p.46の「景観形成の方向性」では塀による圧迫感について述べているが、基準ではなくなっている。入れることを検討して欲しい。	第1章の「景観形成上の課題」においては、塀に関する記述が各所にあるため、低層住宅地基準等の景観特性基準ではなく、一般基準に記述しました。 ■p.44
	拠点基準について	拠点基準 ¹ が、どのような点について気を付ければ良いのか、分かりづらい。「地域の拠点としてふさわしい」とは、それぞれの拠点にふさわしいという意味か。	意図が分かりやすくなるよう修正しました。 ■p.62
	文化財庭園等景観形成特別地区基準の範囲について	「100mから300m」と記述があるが、実際は道路で区切っていたりするので、誤解を生みやすい。変えた方が良いのではないか。	修正しました。 ■p.69
	色彩基準について	マンセル値の数値だけでは分かりにくい。カラーチャートのようなものを掲載できないか。	景観計画及びガイドラインにおいて、カラーチャートを掲載することとします。 また、マンセル値の説明だけでなく、色彩計画を立てる上での配慮の仕方についても記述しました。 ■p.73~80

		<p>現行の色彩ガイドラインは、平成 14 年の策定から大分時間が経過しているが、更新する必要はないのか。抑えた色の方が文京区らしいのではないのか。</p>	<p>これまで色彩ガイドラインに基づいて建築物等の色彩について指導を行ってきましたが、ガイドラインを修正しなければならない特段の事情や不都合などが無いことから、現行の色彩ガイドラインを引き継いでいきたいと考えています。また、景観計画で示す色彩基準は、文京区色彩ガイドラインと東京都景観計画で定める色彩基準とを比較し、より彩度の低い方の数値を採用していることから、色彩について、効果的に指導・誘導が図れるものと考えております。</p>
第6章	その他の広告物について	<p>p.85「表 6-2 屋外広告物の協議の対象」の下段、広告の種類の中に「その他の広告」が抜けている。</p>	<p>下段は、「屋外広告物と窓の内側に貼るもの等が、同じ敷地にある場合」を示しており、「その他の広告」については、表の上段及び中段において示しております。</p> <p>分かりやすくなるよう修正しました。</p> <p>■p.93</p>
全体に関して	湧水や池について	<p>第1章や第2章に、池や湧水など、水に関する記述を盛り込む</p>	<p>第1章、第2章の各所に、湧水等に関する記述を追加しました。第2章の基本方針2⑤「寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する」については、基本方針1③及び基本方針6①にその内容を記載するよう整理しました。</p> <p>■p.5、p.22、p.30、p.36</p>
		<p>基準に入れることはできないか。</p>	<p>一般基準の配置③に記載しました。</p> <p>■p.43</p>
		<p>資料編の中で、江戸時代の街道から発展してきたことや湧水や池などの地勢的な成り立ちを示せないか。</p>	<p>今後検討していきます。</p>
	ビジュアルイメージについて	<p>各基準がどのような景観をつくっていくのかが分かるよう、イメージ図を入れてほしい。</p>	<p>今後検討していきます。</p> <p>資料第2号において、景観ガイドラインのイメージをお示ししております。</p>

	<p>全体的に硬い印象になっているので、ワクワク・イキイキするような素材を入れ込んでほしい。</p>	<p>第2章において、写真を追加しました。また、第3章において、それぞれの景観特性基準において目指す景観のイラストや写真を掲載することとします。</p>
	<p>参考資料の中に絵図や古地図もあるとイメージが湧く。多様性が感じられるような資料が入ってくると良い。</p>	<p>今後検討していきます。</p>
<p>届出対象外の建築物等について</p>	<p>届出の対象であるかどうかに関わらず、規模の小さなものでも、景観について考えて欲しい。景観についてのPRが大切だと考える。</p>	<p>景観形成基準は、届出対象である規模の大きなものに限らず、すべての区民、事業者及び区が共有し、守っていくものと位置付け、関係する箇所を修正しました。■p.2、p.39、p.82</p>